

A I ケアプランシステム等の試行的活用による ケアマネジャーの業務効率化検証事業に関する覚書

（法人名）_____（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）は、「A I ケアプランシステム等の試行的活用によるケアマネジャーの業務効率化検証事業」（以下「本事業」という。）の実施に当たって、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 本覚書は、本事業の実施に当たって、甲及び乙が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに円滑に取組を進めていくために必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 昨今の業務の煩雑化、肥大化等によりケアマネジャーが減少傾向にあることに鑑み、A I ケアプランシステム等の活用が、どのようにケアマネジャーの業務効率化に資するかを検証するため、甲及び乙が連携し、試行的活用を通じてケアマネジャーへの支援策を検討することを目的とする。

（事業概要）

第3条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項を実施する。

- （1）実施名称 A I ケアプランシステム等の試行的活用によるケアマネジャーの業務効率化検証事業
 - （2）実施内容 ケアマネジャー業務効率化に資する支援策を検討するための、A I ケアプランシステム等の試行的活用及び効果検証
 - （3）実施期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- 2 計画の変更が生じる場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

（本事業の総合調整等に係る役割）

第4条 甲及び乙は、別紙1の実施計画書に基づき、それぞれの役割を担う。

- 2 甲及び乙は、前項に定めるもののほか、本事業の実施途中に新たに役割が生じた場合は、質の高い成果を得られるよう、甲と乙が協議の上、決定するものとする。
- 3 甲及び乙は、本事業の実施途中に役割及び分担に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（本事業の進め方）

第5条 甲及び乙は、前条で定める役割分担にしたがって本事業の適正な実施に努め、定期的に進捗状況を確認し、必要に応じて実施計画の改善を図る。

- 2 甲及び乙は、本事業の進捗の節目及び終了後に、実施結果をとりまとめ、本取組の評価を行うものとする。

（A I ケアプランシステム等の試行的活用）

第6条 甲は、A I ケアプランシステム等の活用にあたっては、次の事項に留意する。

- （1）乙が商品を提供する業者（以下「ベンダー」という。）と契約し、甲に提供されたA I ケアプランシステム等を日常業務の中で活用して1人のケアマネジャーが3ケース以上の利用者のケアプランを作成し、これに基づき支援する。なお、本事業の対象となる利用者は、新規、継続、要介護度、性別等の属性は問わないが、継続利用者の場合は本事業の実施期間内にケアプランの見直しをする利用者とする。

- (2) AIケアプランシステム等は本事業の目的以外に利用しないものとする。
- (3) 効果検証等に協力し、乙の求めに応じてデータを提供するものとする。

(AIケアプランシステム等の契約期間)

第7条 前条において、乙とベンダーとの契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。本事業の契約期間を超えて商品を利用する場合は、別途甲とベンダーが契約の上利用するものとする。

(生成AI利用上の注意)

第8条 本事業で活用するAIケアプランシステム等においては、生成AIを活用することがあることから、甲は、その回答が正しいものであるか、倫理的・法的・社会的に適切なものであるのかを十分に確認した上で利活用するものとし、また、システム等を提供するベンダーの規約を確実に遵守するものとする。また、甲の管理者は実際にAIケアプランシステム等を利用するケアマネジャーに対して、同内容を周知・徹底し、管理監督を行うものとする。

(成果及び権利の帰属・譲渡等)

第9条 本事業を通じて得られた成果及び権利の帰属については、次のとおりとする。

- (1) 本事業で甲及び乙が作成した検証についての成果物（検証時に作成及び取得したデータ、検証結果等）及び知的財産権は、甲及び乙の両者に帰属するものとする。ただし、本事業の開始前に甲及び乙に帰属していた成果物及び知的財産権については、この限りでない。
- (2) 前号の成果物については、本事業終了後においても甲及び乙が事前に相手方の承諾を得られた場合、利用することができる。
- (3) 甲又は乙は、本覚書によって生ずる成果及び権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、本覚書の相手方の承諾を得なければならない。

(秘密及び個人情報の取扱い)

第10条 秘密及び個人情報の取扱いについては、次の事項に留意する。

- (1) 甲及び乙は、本覚書にかかる締結過程及び履行過程で知り得た秘密及び個人情報について、双方以外の第三者に漏らし、又は本覚書の履行以外の目的に使用してはならない。本覚書の有効期間が終了した後も同様とする。ただし、甲及び乙が、司法手続又は法令に基づき開示する場合は、この限りでない。
- (2) 甲は、AIケアプランシステム等の利用にあたって、個人が特定される情報を入力してはならない。
- (3) 甲は、AIケアプランシステム等の利用に必要なID・パスワード等を他者に漏洩してはならない。また、漏洩することがないようベンダーが定める規約に則り、適切に利用・管理すること。

(協力金)

第11条 乙は、第7条に掲げる期間が満了し、乙が甲に対し行う定期的なヒアリング等に基づき、甲が別紙1実施計画書「甲の役割 1～5」の業務等を適正に実施したことを確認できた場合には、AIケアプランシステム等の試行的活用にかかる協力及び事務的負担に対し、甲に20,000円の協力金を支払うこととする。

(覚書の有効期間)

第12条 本覚書の有効期間は、覚書の締結の日から令和9年3月31日までとする。

(覚書の解除)

第 13 条 甲及び乙は、甲又は乙が本覚書に違反し、その違反により本覚書の目的を達することができないと認められるときは、覚書を解除することができるものとする。

(疑義事項の取扱い)

第 14 条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は速やかに協議を行い、解決するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 住 所 _____
法 人 名 _____
代表者職氏名 _____ 印

乙 住 所 神奈川県横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
法 人 名 横浜市
代表者職氏名 横浜市長 山中 竹春 印

実施計画書

実施項目		甲の役割	乙の役割
総合調整	AIケアプランシステム等の試行的活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の実施期間内のAIケアプランシステム等を活用したケアプラン作成及び利用者への支援の実施 2 1の他、デジタルツールを活用したケアマネジメント業務の実施 3 乙の実施するヒアリング・アンケート等への協力 4 乙に対し、効果検証に必要なデータを提供する 5 AIケアプランシステム等を利用した経験等に関する説明会等での説明 	<ol style="list-style-type: none"> 1 甲が使用するAIケアプランシステム及びデジタルツールに対する疑義について、それらを提供するベンダーによる技術的助言が円滑に行われるための連絡調整の実施 2 甲に対する支援（事業の実施期間内における1の費用負担、事業進行上の助言、進捗管理） 3 甲へのヒアリング・アンケート等の実施 4 効果検証（データ取得、実施結果の検証等）
	協力金	<ol style="list-style-type: none"> 1 協力金の請求 2 必要に応じ、乙からのヒアリング等への対応 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ヒアリング等に基づく甲の業務実績確認 2 甲の請求に、適正であることが確認できた場合の協力金の支払い